

## 「こどもの貧困対策に関する推進計画策定部会」の設置について

設置目的 : 現こどもの貧困対策推進計画が令和6年度末までの計画となっているため、令和6年度中に次期こどもの貧困対策推進計画(R7~R11)を策定する必要がある

所掌事務 : 本市のこどもの貧困対策に関する次期計画の策定に関すること

設置期間 : 次期計画の策定までの間設置する

構成委員 : 児童福祉、地域福祉、教育、保健衛生などに関する豊富な知識や経験をもつ5名程度の有識者